

国港総第559号
国港技第70号
平成31年2月12日

各地方整備局

総務部総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局
総務課長
技術企画課長
(公印省略)

国土交通省所管事業（港湾空港関係）の執行におけるより円滑な施工確保について

国土交通省所管事業（港湾空港関係）の執行については、かねてから種々通知しているところであるが、入札不調や不落（以下、「不調・不落」という。）を未然に防止し、より円滑な施工確保を図る観点から、下記に定めるところによることとする。

記

1. 設計・積算の適切な実施

(1) 見積の積極活用等

直轄港湾工事の予定価格については、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定するとともに、厳正な管理に努めること。

(2) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

直轄港湾工事において、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、予め当該建設資材に関する調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

また、直轄港湾工事において、交通誘導員などの労務のひっ迫が懸念される地域においては、予め当該労務の調達に係る経費のうち実績に応じて変更を可能とする経費（以下、「実績変更対象費」という。）を明示した上で、工事実施段階における実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を行うこととする。

(3) 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

施工箇所が点在する複数の施工箇所を1件の工事として発注する工事（以下「施工箇所が点在する工事」）について、建設機械や資材を運搬する等の費用がそれぞれの施工箇所が発生するなど、実際にかかる工事費用と工事積算額に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断する場合は、施工箇所毎に共通仮設費、現場管理費の算出を行うなど、適切な積算額の算出に努められたい。

なお、施工箇所が点在する工事は、港湾を跨ぎ、かつ、施工箇所（工事対象施設）が複数ある工事（A港湾の防波堤の施工とB港湾の岸壁の施工を1件として発注する工事など）とする。

2. 余裕期間制度の積極的な活用について

余裕期間制度については、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営管第355号、国営計第75号、国北予第25号）及び「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成28年1月8日付け国港総第357号、国港技第65号）により、通知しているところである。

これらの通知を踏まえ、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう、余裕期間制度の積極的な活用を努めること。

3. 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事について、下記の条件を満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）を行うなど適切に対応することとする。なお、1回の競争入札手続による不調随契への移行を推奨するものではないことに十分留意されたい。

- 1) 品質確保の上で、入札参加資格要件（技術要件、地域要件、対象等級）を最大限緩和していること。
- 2) 見積の積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策をとっていること。
- 3) 競争入札手続を行った場合に、入札者の見込みがないと判断されること。

一方、再度の入札をしても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の原則廃止等その厳正化について」（平成17年9月5日付け国港総第143号）において、不落随契の原則廃止等その厳正化について定められていることに留意されたい。